

安城消防署連結送水管修繕 設計書

- 1 本設計書は、衣浦東部広域連合工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書には該当しません。
- 2 本設計書に記載してある数量は、「参考数量」であるため、その誤記又は脱漏を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできません。
- 3 本設計書は、次の基準（以下「積算基準」という。）の最新版を基本にして作成しています。
 - (1) 公共建築工事積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - (2) 建築数量積算基準・同解説 建築工事建築数量積算研究会制定
 - (3) 建築設備数量積算基準・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 4 数量に関する質問の方法、期限等は、工事内容に関する質問と同様としますが、「積算基準」に基づく全工種の全項目の数量についての積算根拠資料を添付してください。
- 5 添付の図面は、原本を A 3 サイズに縮小したものです。

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
安城消防署連結送水管修繕						
直接工事費		式	1.0			
共通費		式	1.0			
工事価格						
消費税相当額						
合計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1. 消火設備工事						
連結送水管放水口格納箱 H-1	二段高層階用スリム型（露出型） 付属品共	個	2.0			
連結送水管送水口 H-2	縦スタンド型双口（自立型）	個	1.0			
バルブユニット H-3	送水口用アイユニット	個	1.0			
消火・塩ビ外面被覆鋼管 STPG-370VS	地中配管 100A	m	14.0			
消火・塩ビ外面被覆鋼管 STPG-370VS	露出 100A	m	1.0			
消火・配管用炭素鋼鋼管 SGP（白）	屋内一般 65A	m	4.0			
消火・配管用炭素鋼鋼管 SGP（白）	屋外露出 100A	m	8.0			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 VP	地中配管 25A	m	14.0			
保温工事		式	1.0			
埋設標識テープ	150W	m	25.0			
地中埋設標	コンクリート製	個	3.0			
既設柵改修費		式	1.0			
土工事		式	1.0			
アスファルト舗装解体復旧費		式	1.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
足場損料		式	1.0			
非常用コンセント盤		個	2.0			
EM-IE電線	PF管内 1.6mm	m	33.0			
EM-IE電線	PF管内 2.0mm	m	66.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

特記仕様書

1 安全・訓練等の実施について

現場の安全確保のため、工事着手後、月当たり半日以上の時間を割り当て、作業従事者全員に対して次の事項を実施すること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故の対策

2 安全・訓練等の実施状況について

安全・訓練等の実施状況（参加者名簿、資料、写真等）を工事完了時に提示すること。また工事記録に記録し、工事完了時に報告すること。

3 あいくる材の率先利用について

リサイクル資材の率先利用を図るため、使用する資材は、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

4 建設副産物等に関する提出物について

契約金額が100万円以上の時は、（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」に搭載されたCREDAS機能により、必要事項を入力し、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」について作成及び提出すること。また、完了時は、工事登録証明書を提出すること。また、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 建設業退職金共済制度の運用について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入すること。
- (2) 同制度に加入した場合は、掛金収納書を監督員へ提出し、工事現場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- (3) 受注者は、自ら雇用する同制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、同制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する制度対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付すること。
- (5) 同制度に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知することによって、1号から4

号の事務等を省くことができる。

(6) 共済証紙の残数が明らかであることが資料で確認できる場合に限り、その使用を認める。

6 電子納品の運用について

電子情報の作成に係る基準等は、発注者が定める「安城市電子納品運用手順書」によるものとし、記載のない事項は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

7 工事写真について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上で、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。

8 契約書の設計図の表示について

契約書に添付する設計図は、原本をA3サイズに縮小したものである。

9 工程表について

安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合（兼務工事）は、現場代理人等届の添付書類として兼務届及び工程表を添付すること。

10 下請負届について

安城市工事請負契約約款第7条に記載のある下請負の届出は、原則不要とする。

但し、発注者から下請負届の提出を求められた場合は、必要事項を明記し、提出すること。



安城消防署連結送水管修繕

図面リスト			
M-00	表紙・図面リスト	E-01	電気設備工事特記仕様書1/5
M-01	機械設備工事特記仕様書1/5	E-02	電気設備工事特記仕様書2/5
M-02	機械設備工事特記仕様書2/5	E-03	電気設備工事特記仕様書3/5
M-03	機械設備工事特記仕様書3/5	E-04	電気設備工事特記仕様書4/5
M-04	機械設備工事特記仕様書4/5	E-05	電気設備工事特記仕様書5/5
M-05	機械設備工事特記仕様書5/5	E-06	コンセント設備 平面図
M-06	配置図		
M-07	給排水設備 機器表・凡例・系統図		
M-08	給排水設備 1階・2階平面図		
M-09	給排水設備 3階・屋根平面図		

表紙共 16枚

機械設備工事特記仕様書

Table with columns: 編 節・項目, 特記事項, 備考. Includes sections for general items, equipment specifications, and construction details.

No.1a

令和2年8月1日改訂

Table with columns: 編 節・項目, 特記事項, 備考. Includes sections for equipment specifications, construction details, and safety measures.

No.1b

編 節・項目	特 記 事 項	備 考
1章 機 材 1節 衛生器具 1.1.2 衛生陶器及び付属品	<ul style="list-style-type: none"> 付属水栓（自動水栓の場合）電源種別 ・ A/C電源 ・ 乾電池 ・ 自己発電 ・ 図示による 手動スイッチ ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 小便器用排水装置の形式 ○ 小便器一体型 ・ 小便器分離型 ・ 図示による ○ 温水洗浄便座 ・ 暖房便座 ・ 普通便座 ・ 図示による 大便器用便座 付属品 ステンレス製シートペーパーホルダー ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 紙巻器のフアンハンドカット機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 	[改修2編1.2.1]
1.1.3 衛生器具ユニット	<ul style="list-style-type: none"> 大便器1台 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ ・ () ・ 図示による 配管材、ケーシング（化粧前板、甲板の仕様） ・ () ・ 図示による 小便器1台 小便器の種類及び排水装置の組合せ ・ () ・ 図示による 配管材、ケーシング（化粧前板、甲板の仕様） ・ () ・ 図示による 洗面器1台 洗面器の種類 ・ () ・ 図示による 給湯管 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 配管材、ケーシング（化粧前板、甲板の仕様） ・ () ・ 図示による 壁掛形汚物流し1台 汚物流しの種類、ホース付ストーマ器具洗浄用水栓及び給湯方式 ・ () ・ 図示による 配管材、ケーシング（化粧前板、甲板の仕様） ・ () ・ 図示による その他の1台 仕様 押除し1台 ・ () ・ 図示による 手洗い器1台 ・ 図示による 重いず対応1台 ・ 図示による 	
1.1.4 浴室ユニット	<ul style="list-style-type: none"> 仕様等 <ul style="list-style-type: none"> 図示による 仕様 床 () 壁 () 天井 () 水栓 給水・給湯管 ・ 要 ・ 不要 浴槽 材質、大きさ () 高断熱性能 ・ 要 ・ 不要 浴槽ふた（ﾌﾗｯｸﾞ製） ・ 要 ・ 不要 限明の種類 () 付属品の仕様 建具 () 鏡 () 排水1台 () 加掛け () 化粧器 () ｺﾝﾍﾞﾝ () 化粧棚 () ｺﾝﾍﾞﾝﾄ () 石けん受け・置き台 () 	
1.1.5 複合浴室ユニット	<ul style="list-style-type: none"> 仕様等 <ul style="list-style-type: none"> 図示による 仕様 床 () 壁 () 天井 () 水栓 給水・給湯管 ・ 要 ・ 不要 浴槽 材質、大きさ () 高断熱性能 ・ 要 ・ 不要 浴槽ふた（ﾌﾗｯｸﾞ製） ・ 要 ・ 不要 限明の種類 () 付属品の仕様 建具 () 鏡 () 排水1台 () 加掛け () 化粧器 () ｺﾝﾍﾞﾝ () 化粧棚 () ｺﾝﾍﾞﾝﾄ () 石けん受け・置き台 () 	
1.1.7 自動水栓	<ul style="list-style-type: none"> 電源種別 ・ A/C電源 ・ 乾電池 ・ 自己発電 ・ 図示による ＊手動スイッチ ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 	
1.1.8 大便器用洗浄弁	<ul style="list-style-type: none"> 操作方式 ・ 電気開閉式（センサー式 ・ クラッシュスイッチ式） ・ 手動式 ・ 図示による ○ 	
1.1.9 鏡	<ul style="list-style-type: none"> 大きさ () 図示による 	
1.1.10 化粧棚	<ul style="list-style-type: none"> 大きさ () 図示による 	
1.1.11 水石けん入れ	<ul style="list-style-type: none"> 型式 ・ 手洗器一体型 ・ 手洗器分離型 ・ 図示による ＊自動供給式 ・ 適用する ・ 適用しない ○ 図示による 	
1.1.13 温水洗浄便座	<ul style="list-style-type: none"> 温水洗浄機能 洗浄用水加温方式 ・ 貯湯方式 ・ 瞬間方式 ・ 図示による○ 付加機能 ・ 暖風乾燥機能 ・ 暖音装置 ・ リモコン ○ 図示による 	
【改修1】節 機器・器具 【1.1.2】 試 験	<ul style="list-style-type: none"> 分割購入の必要のある機器の試験 ・ 行わない ・ 行う () 	
第2節 ポンプ 12.1 排水用ﾌﾞｯﾌﾟ（横形）	<ul style="list-style-type: none"> 電動機 200V・400V三相誘導電動機の始動方式 ＊第2編 表2.15による ・ () ＊ 図示による 付属品 フート弁 呼び径 ・ () ＊ 図示による 	
12.2 排水用ﾌﾞｯﾌﾟ（立形）	<ul style="list-style-type: none"> 付属品 フート弁 呼び径 ・ () ＊ 図示による 	
12.3 小形排水用ﾌﾞｯﾌﾟ	<ul style="list-style-type: none"> 制御方式 ・ 吐出し圧力一定制御 ・ 未端圧力一定制御 ＊ 図示による 運転方式 ・ () 図示による ＊24時間強制0-100%機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 付属品 フート弁 呼び径 ・ () ＊ 図示による 逆流防止装置 設置位置 ＊ 噴込側 ・ () ・ 図示による 	
12.4 水適用直結加圧用ﾌﾞｯﾌﾟ	<ul style="list-style-type: none"> ﾌﾞｯﾌﾟの材質 ・ 1.2.7 (3) の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による ・ () 	
12.7 汚水、雑排水及び汚物用水中ﾄｰﾄﾞﾌﾞｯﾌﾟ	<ul style="list-style-type: none"> 羽根車の材質 ・ 1.2.7 (4) の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による ・ () 汚物用水中ﾄｰﾄﾞﾌﾞｯﾌﾟ 電動機の種類 ・ 4極 ・ 6極 ・ 図示による 着脱装置 ・ () ・ 図示による 	
12.8 消火ポンプユニット	<ul style="list-style-type: none"> 付属品 ｺﾝﾍﾞﾝ ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 水中ﾌﾞﾗｯｸﾞの長さ ・ () ・ 図示による ﾌﾞﾗｯｸﾞの材質 ・ JIS G 4305（冷間圧延ﾌﾗｯｸﾞ鋼板及び鋼帯）のSUS304 ・ 図示による ・ () ・ JIS G 5501（ねずみ鋼鉄品）のFC200以上 ・ JIS G 5121（ﾌﾗｯｸﾞ鋼鉄品）のSCS13 電動機 200V・400V三相誘導電動機の始動方式 ＊第2編 表2.15による ・ () ＊ 図示による 付属品 フート弁 呼び径 ・ () ＊ 図示による 	
3節 温水発生機等 1.3.5 ﾏﾝｸﾞの設置	<ul style="list-style-type: none"> 貯湯タンク容量 ・ () ・ 300L以上 ・ 図示による 補助熱源機（ガス湯沸器） 給湯方式 ・ 貯湯式 ・ 瞬間式 ・ 図示による 補助熱源機（湯熱回収型給湯器） 熱効率 ＊90%以上（基準発熱量） ・ 図示による ・ () 温水熱交換器 調製はしこ ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 	
1.3.6 ガス湯沸器	<ul style="list-style-type: none"> 給湯方式 ・ 貯湯式 ・ 瞬間式 ・ 図示による 	
1.3.8 貯湯式電気温水器	<ul style="list-style-type: none"> 制御部の節電機能 ・ 超込む ・ 超込まない ・ 図示による 	
1.3.11 太陽熱熱水器	<ul style="list-style-type: none"> 形式 ・ 平面形 ・ 真空ガラス管形 ・ 図示による ﾌﾞﾗｯｸﾞの材質 ・ 亜鉛鉄板 ・ アルミニウム板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による 	
4節 ﾀﾝｸ	<ul style="list-style-type: none"> 設計用水水平露度 ＊ 図示による ・ () ﾌｶ 給水栓用配管の接続口 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による FRP製パネルタンク ＊ 複合板形パネルタンク ・ 単板形パネルタンク ・ 図示による 鋼板製一体形ﾌｶ 乾燥方法 ＊ 加熱硬化 ・ () ・ 図示による ﾌﾗｯｸﾞ鋼板製ﾌｶ【密着組立形】 タンク外部の保温 ・ 施す ・ 施さない ・ 図示による ﾌﾗｯｸﾞ鋼板製ﾌｶ【ボルト組立形】 タンク外部の保温 ・ 施す ・ 施さない ・ 図示による 電気貯食措置 ＊ 外部電源方式 ＊ 流電導方式併用【マンホール部、管根部】 ・ 図示による 本体の材質 ・ 鋼板（ﾌﾗｯｸﾞ鋼板） ・ SUS304 ・ 図示による 付属品 調製はしこ ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 	
14.1 一般事項		
14.2 タンク		
14.3 貯湯タンク		
14.4 給湯用調圧・補給水タンク		
5節 消火機器		
15.3 連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> 送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のﾌﾗｯｸﾞ製 ・ 図示による 型式 ・ 整理型 ・ ﾏﾝｸﾞ型 ・ 図示による 放水口 呼称 ・ 50 ・ 60 ・ 図示による 材質 ・ 青銅製 ・ ﾏﾝｸﾞ鋼物製 ・ 図示による 	[改修1章2節]
15.4 屋外消火栓	<ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓開閉弁 材質【地上式】 ・ 鋼鉄製（要部青銅製） ・ ﾏﾝｸﾞ鋼物製（厚さ15mm以上） ・ 図示による 屋外消火栓箱 材質 ＊ 鋼板（厚さ1.6mm以上） ・ ﾏﾝｸﾞ鋼板（厚さ1.5mm以上） ・ 図示による 形状 ・ 自立形片流れ屋根付き ・ 図示による ・ () 閉鎖型ﾌｶの ﾏﾝｸﾞ 種別 ・ () ・ 図示による ﾌｶ用送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のﾌﾗｯｸﾞ製 ・ 図示による 型式 ・ 整理型 ・ ﾏﾝｸﾞ型 ・ 図示による 泡消火薬剤 ＊ 水成膜泡消火薬剤 ・ 合成界面活性剤消火薬剤 ・ 図示による 感知用ヘッド 形式 ・ 図示による ・ () 散水ヘッド 形式 ・ 開放型散水ヘッド ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッド ・ 図示による 	[表5.15]
15.10 連結散水	<ul style="list-style-type: none"> 送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のﾌﾗｯｸﾞ製 ・ 図示による 型式 ・ 整理型 ・ ﾏﾝｸﾞ型 ・ 図示による 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの ・ 単口形 ・ () ・ 図示による 	
6節 厨房機器		
16.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 熱調理器等で固定金具等で固定するもの ・ 図示による ・ () 安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材 ・ 図示による ・ () 流しの下部 ＊すのこ ・ 戸棚 ・ 図示による 流しトラップ ＊合成樹脂製 ・ () ・ 図示による 作業台（調理台、届台、据付台等）の下部 ＊すのこ ・ 引出 ・ 戸棚 ・ 図示による 棚 棚板 ・ 図示による ・ () 	[表5.1.7]
16.4 板金製品		

編 節・項目	特 記 事 項	備 考
16.5 熱調理器	<ul style="list-style-type: none"> ﾌﾞﾗｯｸﾞ鋼板 丸五徳型の甲板 ＊ 鋼板厚さ10mm以上 ＊ ﾏﾝｸﾞ鋼板厚さ2.0mm以上 ＊ ﾏﾝｸﾞ鋼板厚さ1.2mm以上 ・ 図示による すのこ ・ 設ける（ ﾏﾝｸﾞ鋼板製 ・ ﾏﾝｸﾞ鋼板製） ・ 設けない ・ 図示による 電気ﾌﾞﾗｯｸﾞ すのこ ・ 設ける（ ﾏﾝｸﾞ鋼板製 ・ ﾏﾝｸﾞ鋼板製） ・ 設けない ・ 図示による 湯物器（ﾌｯｸﾞ） ・ 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による 炊飯器 ・ 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による 焼物器 形式 ・ オープン形 ・ 開放形 ・ 図示による 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による 煮炊釜 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による 食器洗浄機 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による 	
16.6 食器洗浄機		
7節 排水金具		
17.6 排水金物	<ul style="list-style-type: none"> 排水水栓 ・ ﾏﾝｸﾞ製 ・ 青銅製 ・ () ・ 図示による 	
17.7 透気金物	<ul style="list-style-type: none"> 透気金具 防錆処理（見え掛かり部がねずみ鋼鉄製の場合） ＊ 亜鉛溶めつき ・ () ・ 図示による 	
17.8 グリス阻集器	<ul style="list-style-type: none"> 本体材質 ＊ ﾏﾝｸﾞ鋼板製 ・ 強化ﾌﾞﾗｯｸﾞ鋼板（FRP） ・ 鋼鉄製 ・ 図示による 	
2章 施 工		
1節 衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> 衛生器具1台 設計用露度 ・ () ・ 図示による ・ 2.2.1による 	
2節 給排水衛生機器	<ul style="list-style-type: none"> 機器の固定 設計用露度 ＊ 表2.2.1(4) (ｱ) (ｲ) による ・ () ・ 図示による 	[改修2.2.1]
2.2.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 湯水用ﾌﾞｯﾌﾟ（横形）及び小形排水用ﾌﾞｯﾌﾟ 	[改修2.2.2]
2.2.2 ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 防振材 ・ 図示による ・ () 振動絶縁効率 ＊ 80%以上 ・ () 消火用ﾌﾞｯﾌﾟ 防振材 ・ 図示による ・ () 振動絶縁効率 ＊ 80%以上 ・ () 	[改修2.2.2]
2.2.6 厨房機器	<ul style="list-style-type: none"> 床又は壁に固定する機器 ＊ 図示による 再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ＊ 図示による ・ () 取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ＊ 図示による ・ () 	[改修2.2.6]
【改修】2.2.7 機器・器具の再使用		
1章 一般事項		
1節 総 ？		
1.1.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス設備 都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書の提出を行うものとする。 液化石油ガス設備 施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。 	[改修1.1.1]
第2章 都市ガス設備		
6 1節 機 材		
2.1.1 管及び継手	<ul style="list-style-type: none"> 管材 ＊ 図示による ・ () [表6.2.1] 管外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 	[表6.2.1]
2.1.3 ガス漏れ警報器	<ul style="list-style-type: none"> 検知器 外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 	
2.1.4 ガス漏れ警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 計量方式 ・ 実測式 ・ パルス式 ・ 図示による 	
2.1.7 ガスメーター	<ul style="list-style-type: none"> 配管用材料 ＊ 第2編 2.2.27 (2) による ・ 図示による ・ () 	
2.1.8 配管用材料		
2節 施 工		
2.2.3 配 管	<ul style="list-style-type: none"> 地中埋設種の設置箇所 ＊ 図示による ・ () 吊り及び支持 第2編 表2.2.20（改修は2.2.6）の形鋼継止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所 分岐、支持箇所 ＊ 図示による ・ () 	[改修2.2.3]
2.2.3 塗 装	<ul style="list-style-type: none"> 塗装種別 合成樹脂塗膜の塗り塗料 ＊ JIS K 5516 1種 ・ 図示による ・ () ﾌﾗｯｸﾞの塗り塗料 ＊ JIS K 5492 ・ 図示による ・ () 	[改修2.2.3]
3章 液化石油ガス設備		
3.1.3 充満容器その他	<ul style="list-style-type: none"> ガス漏れ警報器 ＊ 外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 	[表6.3.1]
2節 施 工		
3.2.2 管の接合	<ul style="list-style-type: none"> 鋼管の接合溶接部の非破壊検査 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 検査の種類及び後取り率 ＊ 図示による ・ () 	[改修2.3.2]
3.2.3 配 管	<ul style="list-style-type: none"> 地中埋設種（屋外埋設管の分岐及び曲り部）の設置箇所 ＊ 図示による ・ () 	
【改修】4節 撤 去		
2.4.2 既存設備の撤去	<ul style="list-style-type: none"> 既設配管等の撤去範囲 ＊ 図示による ・ () 	
第7章 さく井並設置工事		
1章 一般事項		
2節 事前調査	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査 掘水井 ・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地表探査 ・ 周辺環境調査 12.1 事前調査 地中熱調査井 ・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地質情報の収集・整理 ・ 代表井による熱交換効率の把握（方法： ） ・ 周辺環境調査 	
2章 掘水井設備		
1節 機材及び施工		
2.1.1 掘きく	<ul style="list-style-type: none"> 工法 ・ パーカッション式 ・ ロータリー式 ・ グラウツグホールハンマ式 孔口保護管の深さ ・ () ＊ 図示による 仮設ケーシング ・ 使用する ・ 使用しない ・ () ケーシング挿入の安全確認 ・ 行う（ ・ 傾斜測定 ・ ガイド管の降下試験 ） ・ 行わない 	
2.1.2 電気検層	<ul style="list-style-type: none"> 測定方法 ＊ 連続測定 ・ スポット測定（深度1mごと） 	
2.1.3 ケーシング	<ul style="list-style-type: none"> 管材 ＊ 配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・ 配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459） 	
3章 地中熱交換機設備		
1節 機材及び施工		
3.1.1 掘きく	<ul style="list-style-type: none"> 工法 ・ 回転式 ・ ロータリー式 ・ グラウツグホールハンマ式 ・ ロータリーパーカッション式 ・ 図示による 	
3.1.4 試 験	<ul style="list-style-type: none"> 水圧試験 ・ 3.1.4(ｲ)の(ｲ)により行う ・ 行わない ・ () 	
第8章 浄 化		
1章 一般事項		
1節 総 ？		
1.1.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 処理種別 ・ 小規模合併処理 ・ 合併処理 ・ 図示による 方式 ・ () ・ 図示による 型式 ・ ユニット型 ・ 現場施工型 ・ 図示による 	[表8.1.1]
1.1.2 施工範囲	<ul style="list-style-type: none"> 現場施工型 送風機室 ・ 図示による ・ () ・ 無 防護さく ・ 図示による ・ () ・ 無 ﾌｶ/躯体工事 ・ 図示による ・ () ・ 無 ユニット型 ・ 土木工事 ・ 地業工事 ・ ﾏﾝｸﾞ工事 ・ 左官工事 ・ 図示による 	
2章 現場施工型浄化槽		
3章 ユニット型浄化槽		
1節 機 材		
2.1.4(3.1.1) ﾏﾝｸﾞ	<ul style="list-style-type: none"> 計量機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 調整機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 周水ばつ気運転 () ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 換気用送風機 ・ 遠心送風機 ・ 軸流送風機 ・ 斜流送風機 ・ 壁掛式有圧換気扇（ﾌﾞｯﾌﾟ式） ・ 天井式有圧換気扇 ・ 図示による 一括故障表示用無電圧接点及び端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 型式 ・ ノズル式 ・ 消泡式 ・ 図示による 消泡装置 ＊ 塩素剤を使用するもの（ ・ 固定塩素剤消泡装置 ・ 次亜塩素酸ソーダ消泡装置） ・ 図示による ・ () マンホールの施設 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 合成樹脂製マンホール ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による () 	[表8.2.1]
2.1.5(3.1.1) 送風機	<ul style="list-style-type: none"> 管材 ・ 図示による ・ () ＊ 弁類 ・ 図示による ・ () 	[表8.2.2]
2.1.30(3.1.1) 配 管		
2章第2節 施 工		
2.2.1 施 工	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事 土留等 ・ 行う（詳細は図示による） ・ 行わない ・ 図示による 	
3章第2節 施 工		
3.2.1 施 工	<ul style="list-style-type: none"> 基礎等の厚さ ＊ 表8.3.1 ・ 図示による ・ () 	
2章 一般エレベーター		
4章 非常用エレベーター		
1節 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 2.1.1(4.1.1) 一般事項 ロープ式エレベーター構造 ・ 機械室あり ・ 機械室なし ・ 図示による 	[改修7編]

編	節・項目	特記事項	備考																																																										
第9章 昇降機 設置 工事	2節 機材及び施工 2.21 (3.21 4.11) 駆動装置等	<ul style="list-style-type: none"> 電源盤及び制御盤 機械室なしの場合の設置場所 ・ 昇降路内 ・ 乗場 ※ 図示による 動力計測用電力量計 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 制御装置の機能 図示による ・ () [表9.2.2] 	改修7編22.11																																																										
	2.22 (3.22 4.11) かご	<ul style="list-style-type: none"> かご室 側板の材質 ・ 図示による ・ () かご内設備 ・ 各階案内表示板 ・ 案内放送用スピーカ ・ 看板設置保護扉 ・ 図示による 付加仕様 ・ かご内専用操作盤 ・ かご内手すり ・ かご内鏡 ・ かご内専用のつり ・ 図示による ・ M/Fト(設置場所) ・ かご内側面及び背面 ・ かご内専用のつり ・ 視覚障がい者用装置(点字銘板、自動放送装置) かごの戸 材質 ・ 図示による ・ () かご操作盤 先行ボタン等の登録消呼び取消し機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 三方弁 材質 ・ 図示による ・ () 乗場の戸 材質 ・ 図示による ・ () 乗場ボタン 専用乗場ボタン(付加仕様) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による インジケータ ホールランタン ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 昇降方向音声装置 昇降方向音声装置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 非常着床用出入口 仕様 ・ 図示による ・ () 非常止め装置(約含いおもり側) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による 	改修7編22.21																																																										
	2.23 (3.23 4.11) 乗場	<ul style="list-style-type: none"> 三方弁 材質 ・ 図示による ・ () 乗場の戸 材質 ・ 図示による ・ () 乗場ボタン 専用乗場ボタン(付加仕様) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による インジケータ ホールランタン ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 昇降方向音声装置 昇降方向音声装置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 非常着床用出入口 仕様 ・ 図示による ・ () 非常止め装置(約含いおもり側) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による 	改修7編22.31																																																										
	2.25 (3.25 4.11) 安全装置	<ul style="list-style-type: none"> 非常着床用出入口 仕様 ・ 図示による ・ () 非常止め装置(約含いおもり側) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による 	改修22.5																																																										
	【改修】7編2章 一般油圧E.V 【2節】機材及び施工 【2.61】耐震措置 2.2.6 (3.26 4.11) 耐震措置	<ul style="list-style-type: none"> 耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・ 図示による ・ () 設計用震度 耐震安全性の分類 耐震クラスA14 ・ 影響クラスA14 免震構造及び制振構造の建築物の場合 ・ 図示による ・ () 地震感知器 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・ 図示による ・ () 加速度の設定方法、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・ 図示による ・ () 適用する運転 ・ 地震時管制運転 ・ 火災時管制運転 ・ 非常用発電機時管制運転(自家発電) ・ 停電時放出運転 ・ 浸水時管制運転 ・ ビット紅水時管制運転 ・ 緊急地震速報連動運転 ・ 図示による 	改修22.61																																																										
	2.27 (3.27 4.11) 管制運転等	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター監視盤の構成 ※図示による ・ () 監視装置の形式 ・ 自立形 ・ 壁掛形 ・ ディスクリップ形 ・ 図示による 監視装置 表示部(非常用E.V以外) ・ 発光ダイオードによる表示 ・ 液晶PAM ・ 図示による 操作キースイッチ ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 操作卓 ・ 設置する(寸法) ・ 図示による ・ () ・ 設置しない エレベーター警報盤 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による 塗装標準 表面仕上げの塗料種類、表面平滑度の種別 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 [表9.2.10] 保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 	改修22.61 改修22.61 改修22.71																																																										
	2.28 (3.28 4.11) 1M7監視盤	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター監視盤の構成 ※図示による ・ () 監視装置の形式 ・ 自立形 ・ 壁掛形 ・ ディスクリップ形 ・ 図示による 監視装置 表示部(非常用E.V以外) ・ 発光ダイオードによる表示 ・ 液晶PAM ・ 図示による 操作キースイッチ ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 操作卓 ・ 設置する(寸法) ・ 図示による ・ () ・ 設置しない エレベーター警報盤 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による 塗装標準 表面仕上げの塗料種類、表面平滑度の種別 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 [表9.2.10] 保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 	改修22.81 改修22.91																																																										
	2.210 (4.11) 塗装																																																												
	2.211 (4.11) 電気配線																																																												
	5章 小荷物専用昇降機 2節 機材及び施工 5.25 電気配線及び付属品	<ul style="list-style-type: none"> 電気配線 保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 																																																											
6章 エスカレーター 2節 機材及び施工 6.24 欄干 6.27 制御盤及び運転操作方式 6.28 安全装置 【改修】7編1章 一般事項 【2節】仮設工事等 6.12.1 仮設工事 【3節】機材工事 6.13.21 既設機材の撤去 6.13.31 既設機材の搬出	<ul style="list-style-type: none"> 内側板 材質 ・ ステンレス鋼板 ・ 透明強化ガラス ・ 図示による 運転操作方式 自動発停運転機能 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による エスカレーターと接する部分の安全措置 ・ 保護板 ・ () ・ 図示による 同一昇降路内の隣接するE.Vの運転 ・ 行う(対策) ・ () ・ 行わない 既設機材等の撤去範囲 ※ 図示による ・ () 撤去後の開口部(床、壁、天井等)の補修方法、仕上げの仕様 ※監督員と協議 ・ 図示による ・ () 搬出方法 ・ () ・ 図示による 																																																												
10 機械式駐車設備 2章 二段方式機械式駐車装置 2節 機材及び施工 2.24 運転操作盤 2.27 耐震措置 2.28 塗装及び防錆	<ul style="list-style-type: none"> 運転操作盤 ※号機ごとに1面設ける ・ 図示による ・ () 号機1面 ・ 要 ・ 不要 安全操作盤以外の非常停止装置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 構造体及び覆蓋の防錆 ・ 塗装() ・ 溶融亜鉛めっき ・ 図示による 																																																												
第11章 機械式立体駐車設備 2章 医療ガス設備工事 1節 機材 2.11 医療ガス供給装置	<ul style="list-style-type: none"> 定置式超低温凍化ガス供給装置(CE) 設置数 ・ 1 ・ 2 ・ () ・ 図示による 警報装置 ※ 接点付液面計 ・ () ・ 図示による 可搬式超低温凍化ガス供給装置(LGC) 切替装置 ・ 手動式 ・ 自動切替式 ・ 図示による マニュアルド 自動切替装置 切替装置 ・ 手動式 ・ 自動切替式 ・ 図示による 圧縮空気供給装置 エアドライバ 除湿方式 ・ () ・ 図示による 制御盤の構造 ※21.1.5(m)による ・ () ・ 図示による 麻酔ガス排除装置 全閉麻酔ガス処理装置 ・ 付加する ・ 付加しない ・ () ・ 図示による アクトレット その他の機器 ・ () ・ 図示による 区域別遮断弁 壁以外に取付ける場合 ・ () ・ 図示による 緊急導入口とする場合 ・ () ・ 図示による 試験を行うことを指定する機材 ・ () ・ 図示による 																																																												
2.12 7M7、区域別遮断弁、遠隔警報器	<ul style="list-style-type: none"> 麻酔ガス排除装置 全閉麻酔ガス処理装置 ・ 付加する ・ 付加しない ・ () ・ 図示による アクトレット その他の機器 ・ () ・ 図示による 区域別遮断弁 壁以外に取付ける場合 ・ () ・ 図示による 緊急導入口とする場合 ・ () ・ 図示による 試験を行うことを指定する機材 ・ () ・ 図示による 																																																												
2.14 機材の検査に伴う試験																																																													
3節 既存配管設備の変更 2.31 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存の機材を行う場合の切り離し部の措置 ※ アフガ止め ・ 図示による ・ () 2.4.2 (7) ~ (8) までの試験のうち、簡略化するもの ・ 図示による ・ () 仮設供給の方法 ・ 図示による ・ () 																																																												
4節 検査・試験 2.4.2 検査・試験の順序 2.4.3 検査・試験の時期と内容	<ul style="list-style-type: none"> 検査・試験の項目と順序 ※ 2.4.2による ・ 図示による ・ () アクトレット 判別不可能な場合のガス別同定の検査方法 ・ 図示による ・ () 圧縮空気供給装置の洗浄度試験 判定基準 寒冷地等の治療用空気の露点温度 () 																																																												
その他	※本設計図、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の場合耐震計画基準解説」による。	<ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 重要機器 水槽類には1M7等を含む 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス解凍湯沸器等) 送風電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油類類 給水装置、排水装置、重要空調 高層用機器、防災機器、105kW以上の冷凍機、冷却機、野湯機 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器、大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を構成させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 一般機器 重要機器以外のもの 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2~6階建の場合は上層階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平層建は1階と屋上で構成され中間階はなし)設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>
	設置場所	耐震安全性の分類																																																											
		特定の施設		一般の施設																																																									
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																								
	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																								
	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																								
	設置場所	耐震安全性の分類																																																											
		特定の施設		一般の施設																																																									
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
※本設計図、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の場合耐震計画基準解説」による。	<ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 重要機器 水槽類には1M7等を含む 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス解凍湯沸器等) 送風電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油類類 給水装置、排水装置、重要空調 高層用機器、防災機器、105kW以上の冷凍機、冷却機、野湯機 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器、大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を構成させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 一般機器 重要機器以外のもの 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2~6階建の場合は上層階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平層建は1階と屋上で構成され中間階はなし)設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>	
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
※本設計図、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の場合耐震計画基準解説」による。	<ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 重要機器 水槽類には1M7等を含む 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス解凍湯沸器等) 送風電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油類類 給水装置、排水装置、重要空調 高層用機器、防災機器、105kW以上の冷凍機、冷却機、野湯機 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器、大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を構成させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 一般機器 重要機器以外のもの 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2~6階建の場合は上層階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平層建は1階と屋上で構成され中間階はなし)設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>	
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
※本設計図、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の場合耐震計画基準解説」による。	<ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 重要機器 水槽類には1M7等を含む 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス解凍湯沸器等) 送風電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油類類 給水装置、排水装置、重要空調 高層用機器、防災機器、105kW以上の冷凍機、冷却機、野湯機 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器、大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を構成させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 一般機器 重要機器以外のもの 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2~6階建の場合は上層階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平層建は1階と屋上で構成され中間階はなし)設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>	
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
※本設計図、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の場合耐震計画基準解説」による。	<ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 重要機器 水槽類には1M7等を含む 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス解凍湯沸器等) 送風電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油類類 給水装置、排水装置、重要空調 高層用機器、防災機器、105kW以上の冷凍機、冷却機、野湯機 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器、大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を構成させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 一般機器 重要機器以外のもの 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2~6階建の場合は上層階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平層建は1階と屋上で構成され中間階はなし)設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>	
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
※本設計図、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の場合耐震計画基準解説」による。	<ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 重要機器 水槽類には1M7等を含む 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス解凍湯沸器等) 送風電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油類類 給水装置、排水装置、重要空調 高層用機器、防災機器、105kW以上の冷凍機、冷却機、野湯機 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器、大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を構成させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 一般機器 重要機器以外のもの 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2~6階建の場合は上層階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平層建は1階と屋上で構成され中間階はなし)設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>	
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
※本設計図、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の場合耐震計画基準解説」による。	<ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 重要機器 水槽類には1M7等を含む 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス解凍湯沸器等) 送風電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油類類 給水装置、排水装置、重要空調 高層用機器、防災機器、105kW以上の冷凍機、冷却機、野湯機 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器、大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を構成させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 一般機器 重要機器以外のもの 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2~6階建の場合は上層階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平層建は1階と屋上で構成され中間階はなし)設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>	
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									

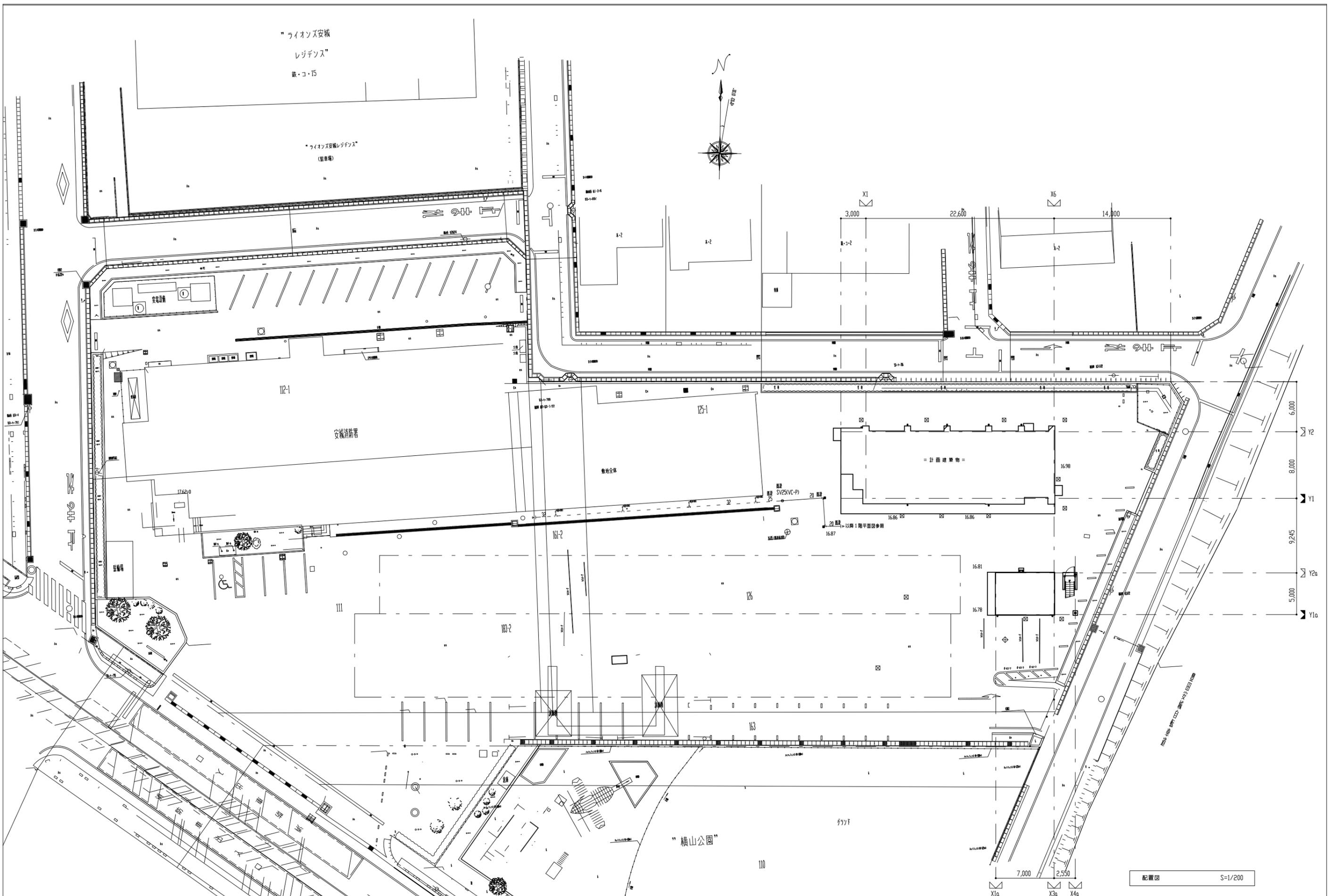
編	節・項目	特記事項	備考																		
その他	※特定建設資材の再資源化等	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の構築条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に関する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が構築上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき報告として、監督員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のhttp://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.htmlから入手可能。 																			
	※別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
	工程	作業内容	分別・解体等の方法																		
	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
	・ その他()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
	※別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr></tbody></table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	工程	作業内容	分別・解体等の方法																		
・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			

”ライオンズ安城
レジデンス”
鉄・コ・15

”ライオンズ安城レジデンス”
(駐車場)

安城消防署

”横山公園”

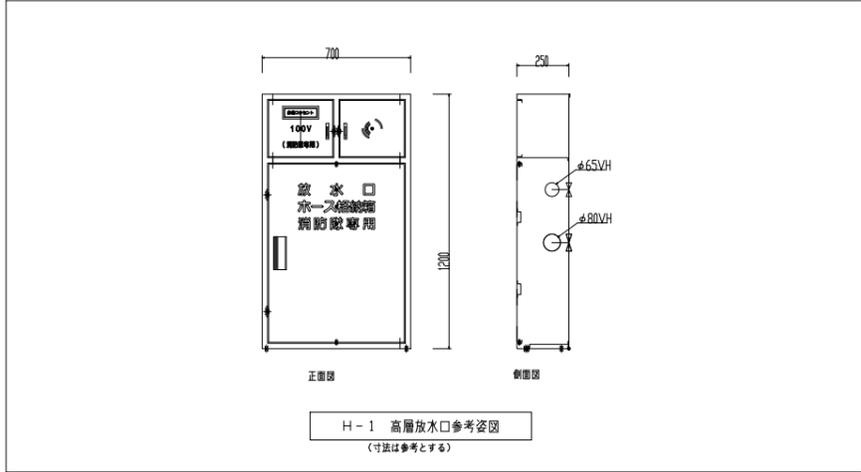


配置図 S=1/200

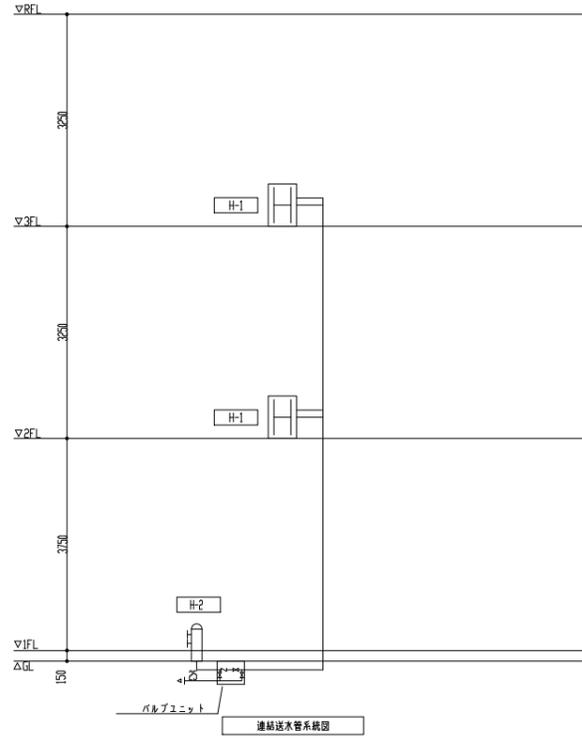
Note	Case No.	B210430	Date	2022.2.28	工事名	安城消防署連結送水管修繕	Sheet No.	
	期数	PM			原図名	配置図	Scale	M 06
							S: 1/200	(A3用紙(縦向き))

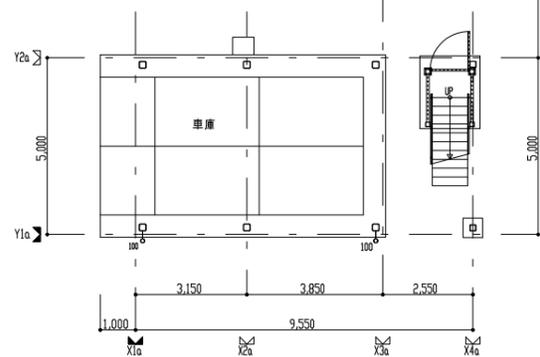
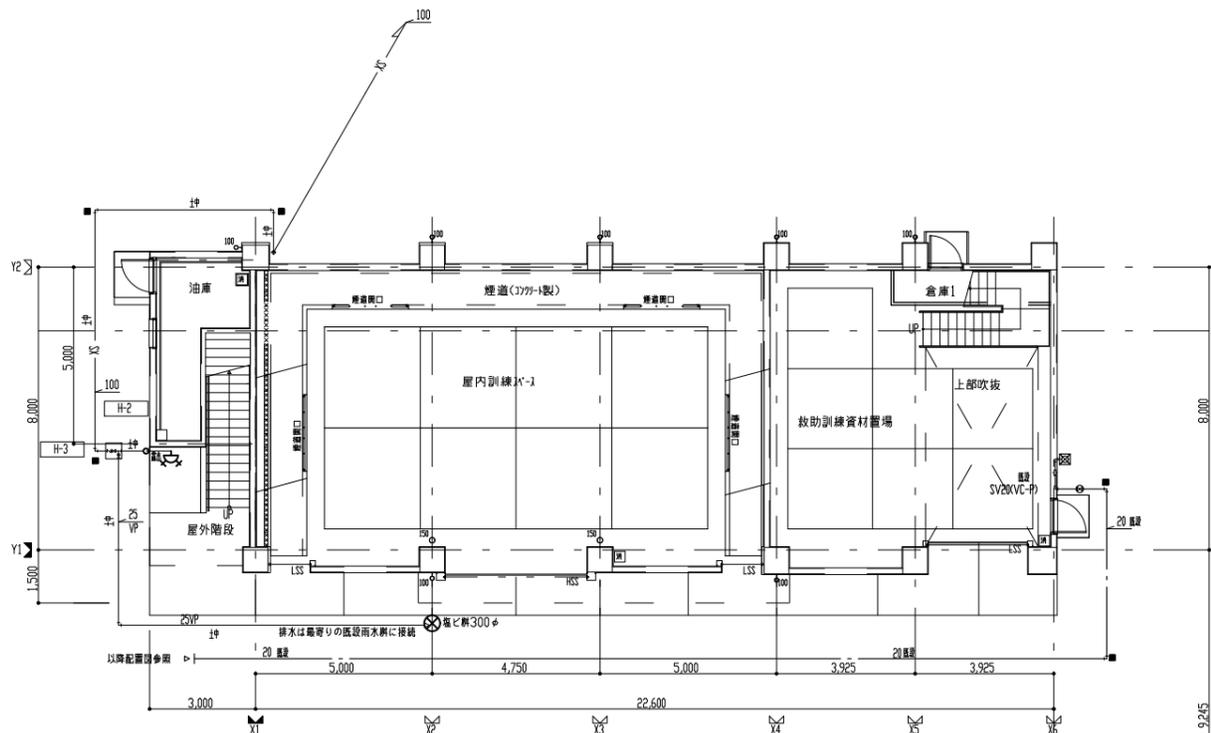
衛生 機器表

記号	名称	仕様	台数	備考
H-1	連結送水管放水口結納箱	仕様： 二段高層用スリム型（総合型）露出型 参考寸法：700W×250D×1200H 媒介金属65A-50A 2個 ホース65A 20m×2本 ホース聚夫 梯状噴霧切替ノズル65A 非常用コンセントボックス、赤色灯ボックス組込型	2	2階・3階 指定色仕上げ (下部参照参照)
H-2	連結送水管送水口	仕様： 縦スタンド型双口（自立型） 100×65×65 ステンレス区画仕上げ（認定番号-100相当）	1	屋外
H-3	バルブユニット	送水口用ユニット：寸法450×450×440相当 (一連用) 止水弁+逆止弁+排水弁2個	1	屋外



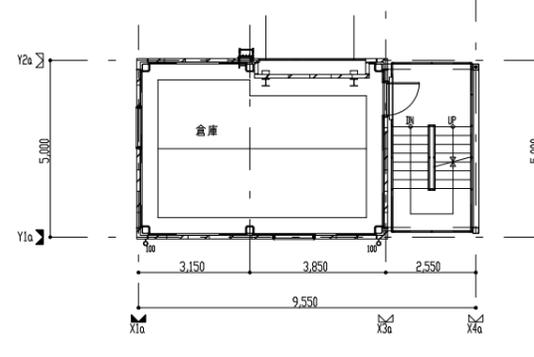
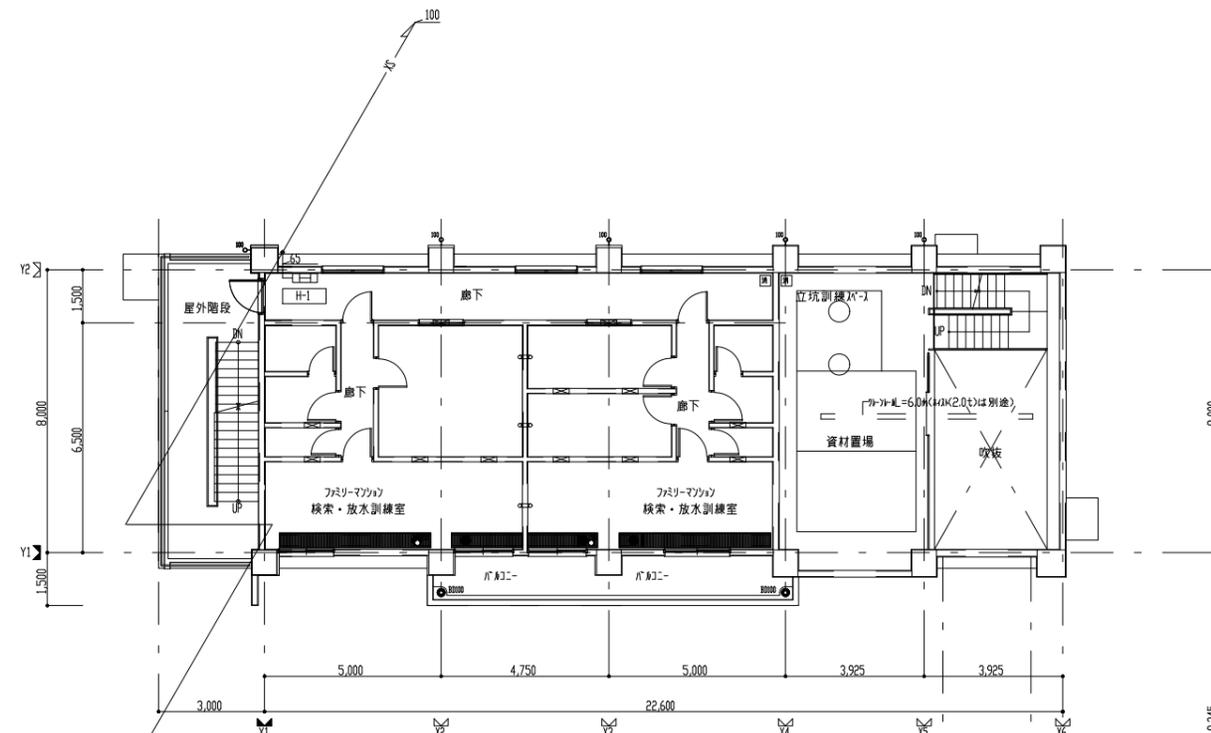
凡例		
記号	名称	備考
——	給水管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (H1VP) 【屋外地中】
——	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
—XS—	連結送水管	外面ファイニング鋼管 (STPG370V/S) 【屋外地中】 配管用炭素鋼管 (白) 【その他】
○	弁類	玉型弁 (JIS10K)
□	水栓類	
— —	既設管切断、接続箇所を示す	
■	埋設標示 (仮製)	



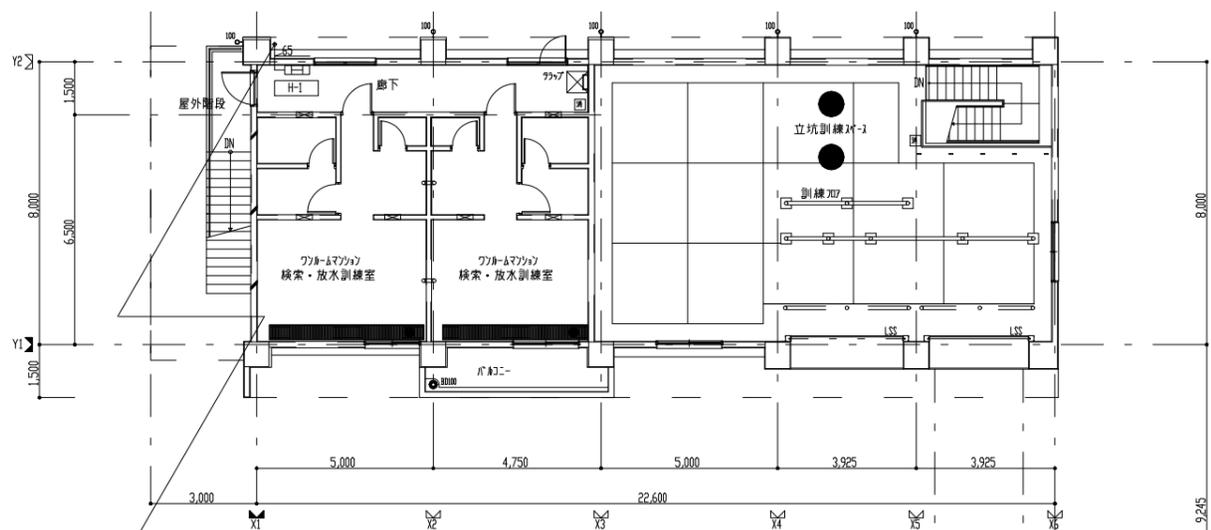


1階平面図 S=1/100

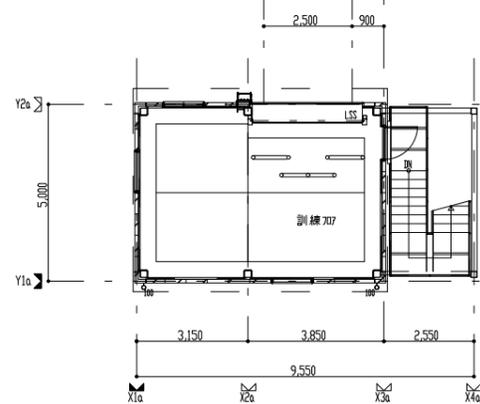
●建物周りのアスファルトは旧舗装は本工事
●屋外置出部の連結送水管は復旧を要すること。
●保潔仕様は給水管に準ずる。○(ハ)・V



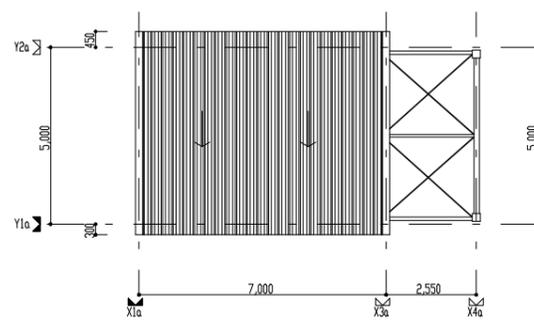
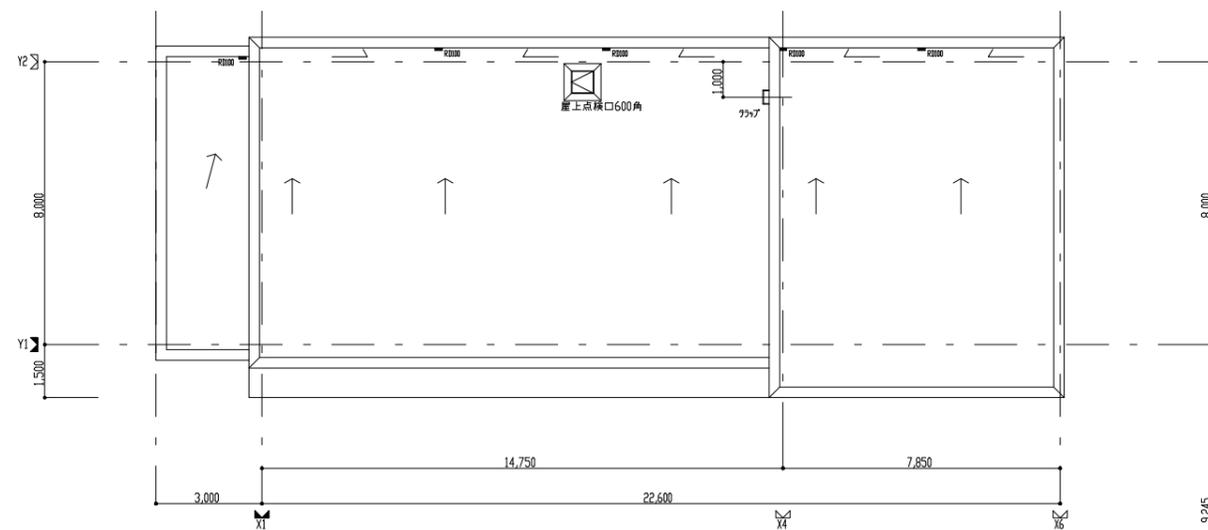
2階平面図 S=1/100



3階平面図 S=1/100



屋根平面図 S=1/100



電気設備工事特記仕様書

令和2年8月1日改訂

Table with columns: 編, 項目, 特記事項, 備考. Contains detailed specifications for electrical equipment work, including standards, materials, and safety protocols.

No.1a

Table with columns: 編, 項目, 特記事項, 備考. Contains detailed specifications for construction and safety measures, including waste management, noise control, and emergency procedures.

No.1b

電気設備工事特記仕様書

令和2年8月1日改訂

Table with columns: 編, 項 目, 特 記 事 項, 備 考. Contains specifications for diesel, gas engine, and micro gas turbine power generation equipment.

No.3a

Table with columns: 編, 項 目, 特 記 事 項, 備 考. Contains specifications for wind power, solar power, and battery power generation equipment.

No.3b

電気設備工事特記仕様書

令和2年8月1日改訂

編	項目	特記事項	備考
1.6.5	電話機等	<ul style="list-style-type: none"> * IP電話機 PC接続インタフェース ・ 設ける ・ 設けない ACアダプタの個数 () PoE機能 PoE方式により電力を供給する機器 ・ () ・ 図示による 1ポート当たりの電力を供給する機能 ・ 15.4W ・ 30.0W ・ 図示による 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミッドスパン方式 ・ 図示による * IPコードレス電話機 基地局及び電話機の無線LAN 通信方式 ・ 1:1 (対向通信モード) ・ N:N (アドホックモード) ・ 1:N (インフラストラクチャモード) ・ 図示による 認証サーバの設置 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による その他の認証、暗号化方式 ・ () ・ 図示による 周波数帯、最大伝送速度、変調方式等 ・ () ・ 図示による 	
1.6.7	ボタン電話装置	<ul style="list-style-type: none"> * 局線応答方式 ・ 図示による ・ 局線中継台方式 ・ 分散中継台方式 ・ ダイヤルイン方式 ・ ダイレクトインダイヤル方式 ・ ダイレクトインライン方式 ・ 併用 () ・ 図示による * IP電話を接続できるボタン電話装置 IP-PBX 呼び制御プロトコル ・ () ・ 図示による 	
第7節	情報表示装置	<ul style="list-style-type: none"> * 操作制御部 スキャナ ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による * I表示盤 外箱 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による 表示面 画素ピッチ、画面サイズ、輝度、表示画像、全画面ドット数等の性能 ・ () ※ 図示による 	
1.7.3	出退表示装置	<ul style="list-style-type: none"> * 制御装置、中継増幅器の外箱 ・ 埋込みとしない ・ 埋込みとする (厚さ) ・ 図示による * 出退表示盤がI印式の場合の外箱 ※ 鋼板製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による 	
1.7.4	時刻表示装置	<ul style="list-style-type: none"> * 時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による 	
1.7.4.2	観時計	<ul style="list-style-type: none"> * 時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける (時刻補正の方式) ・ 図示による 	
1.7.4.6	太陽電池式ボール形屋外時計	<ul style="list-style-type: none"> * 内照式時計 点灯時間 ・ () ・ 図示による 不日照時の点灯補償日数 ・ () ・ 図示による * 電波による時刻補正機能 時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による 	
6	第8節 映像・音響装置	<ul style="list-style-type: none"> * 集合形スピーカ 各スピーカの性能、キャビネットの材質形状等 ・ () ※ 図示による * 透過形スクリーン 材質及びスクリーンに光学加工を施す場合の形状等 ・ () ・ 図示による 	
1.8.3	スピーカ	<ul style="list-style-type: none"> * ワイヤレスマイク ・ 電波式 (・ アナログ方式 ・ デジタル方式) ・ 赤外線式 ・ 図示による 	
1.8.5	スクリーン	<ul style="list-style-type: none"> * 記憶容量 ※ 8時間以上録音 ・ () ・ 図示による 	
1.8.6	その他の機器	<ul style="list-style-type: none"> * 記憶容量 ※ 8時間以上録音 ・ () ・ 図示による 	
1.8.6.1	マイクロホン		
1.8.6.3	オーディオレコーダ		
1.8.6.4	Blu-ray/DVDプレーヤーレコーダ		
第9節	拡声装置	<ul style="list-style-type: none"> * アナウンスレコーダ 外部時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける (時刻補正の方式) ・ 図示による * FM用アンテナの材質 ・ () ・ 図示による 	
1.9.4	その他の機器		
第10節	誘導支援装置	<ul style="list-style-type: none"> * 検出部 検出方式 ・ () ・ 図示による 	
1.10.2	音声誘導装置	<ul style="list-style-type: none"> * 親機 撮像範囲を調節する機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 子機 撮像範囲を調節する機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による 	
1.10.4	テレビインターホン	<ul style="list-style-type: none"> * 親機 撮像範囲を調節する機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 通話機能 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 	
1.10.5	外部受付用インターホン		
1.10.7	トイレ等呼出装置		
第11節	テレビ共同受信装置	<ul style="list-style-type: none"> * 通信用SPD ・ カテゴリQ2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による * 通信用SPDカテゴリD1の性能 ・ () ・ 図示による * UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ () 	
1.11.1	一般事項		
1.11.3	アンテナ及びアンテナマスト	<ul style="list-style-type: none"> * 屋内用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 	
1.11.4	機器収容箱		
第12節	テレビ電波障害防除装置	<ul style="list-style-type: none"> * 機器収容箱 屋内用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 屋外用キャビネット ※ 図示による ・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鋳鉄製 ・ 鋼板製 	
1.12.3	アンテナマスト	<ul style="list-style-type: none"> * UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ () 	
第13節	監視カメラ装置	<ul style="list-style-type: none"> * 伝送方式 ・ アナログ伝送方式 ・ ネットワーク伝送方式 ・ デジタル同軸伝送方式 ・ 併用 ・ 図示による ネットワーク伝送方式の通信プロトコル ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による * 通信用SPD ・ カテゴリQ2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による * 通信用SPDカテゴリD1の性能 ・ () ・ 図示による * ファイアウォールを設ける場合 インタフェースの種類と数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・ () ※ 図示による * UTMを設ける場合 各種機能 ・ () ・ 図示による * レンズ交換形 レンズの区分、機能等 ・ () ・ 図示による * レンズ一体形 レンズの区分、機能等 ・ () ・ 図示による * カメラへの電源供給方式 ・ () ・ 図示による * カラーのモニター 解像度 ・ () ・ 図示による * デジタル記憶媒体の容量 ・ () ・ 図示による * 時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による * デジタルレコーダの録画条件 ・ () ・ 図示による * 耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ ワイパ ・ デフロスタ ・ ヒータ ・ ファン * 旋回装置付カメラ レンズの区分、機能等 ・ () ・ 図示による カメラへの電源供給方式 ・ () ・ 図示による * ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部 画面分割数 ・ () ・ 図示による 	
1.13.1	一般事項		
1.13.2	カメラ		
1.13.3	モニタ装置		
1.13.4	録画装置		
1.13.5	その他の機器		
第14節	駐車場管制装置	<ul style="list-style-type: none"> * 屋内用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 * カウンタ制御機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 屋内用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 * 発行券 ・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ () ・ 図示による * 発券方式 ・ () ・ 図示による * 屋内用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 	
1.14.2	管制盤		
1.14.5	発券機		
1.14.7	カードリーダー		
第15節	防犯・入退室管理装置	<ul style="list-style-type: none"> * 時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による * 表1.15.11において基本機能に追加するもの ・ 遠隔施錠制御 ・ スケジュール設定・制御 ・ 記録機能 ・ 照明・空調制御 ・ 防犯・防炎インテグレーション機能 ・ 停電時システムバックアップ機能 ・ 図示による * 認識方法 ・ () ・ 図示による * バイオメトリックス情報 指紋、静脈、音声、顔等の区分、機能等 ・ () ・ 図示による * セキュリティゲート 通過処理能力 ・ () ・ 図示による 通路幅の構造、材質等 ・ () ・ 図示による 車椅子が通行可能な機能 ・ 有 ・ 無 	
1.15.1	一般事項		
1.15.2	制御装置		
1.15.3	認識部		
1.15.4	その他の機器		

No.4a

編	項目	特記事項	備考
第16節	自動火災報知装置	<ul style="list-style-type: none"> * 通信用SPD ・ カテゴリQ2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による * 通信用SPDカテゴリD1の性能 ・ () ・ 図示による * 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ () 	
1.16.1	一般事項		
1.16.4	副受信機・表示装置		
第18節	非常警報装置	<ul style="list-style-type: none"> * 緊急地震放送 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 	
1.18.1	一般事項		
第19節	ガス漏れ火災警報装置	<ul style="list-style-type: none"> * 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ () 	
1.19.3	副受信機		
第2章	施工	<ul style="list-style-type: none"> * 端末機器等の取付け取外しの事前確認の適用 ・ 配線の確認 ・ 端末機器等と主装置等の対照 * 主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※ 図示による * R型受信機の設定 ※ 図示による ・ () 	
【改修】第1節	共通事項		
2.1.1.1	事前確認		
2.1.1.4	主装置等の更新		
2.1.1.6	自動火災報知設備等の改修		
第19節	テレビ共同受信設備	<ul style="list-style-type: none"> * 受信調査を行うチャンネル ・ () ・ 図示による 	【改修2.21.3】
2.19.3	受信調査		
第20節	テレビ電波障害防除設備	<ul style="list-style-type: none"> * 事前調査を行う箇所数 ・ () ・ 図示による * 事前調査を行うチャンネル ・ () ・ 図示による 	
2.20.2	事前調査		
第22節	駐車場管制設備	<ul style="list-style-type: none"> * 光電式検知器 2組の投受光器の間隔、取付け高さ ・ () ・ 図示による * 超音波センサ式検知器 2組以上設置する場合の設置間隔 ・ () ・ 図示による 	【改修2.23.2】
2.22.2	機器の取付け		
第28節	施工の立会い及び試験	<ul style="list-style-type: none"> * 映像・音響設備を行う試験 ・ インピーダンス試験 ・ 残響時間試験 ・ 伝送周波数特性試験 ・ 音圧分布試験 	
2.28.2	施工の試験		
第1章	機材	<ul style="list-style-type: none"> * 中央監視制御装置の信号の入力条件 (標準図第6編「中央監視制御設備工事」(中央監視1)以外) ・ () 	
第1節	共通事項		
1.1.1	一般事項		
第2節	警報盤	<ul style="list-style-type: none"> * 信号の伝送方式 ・ () ・ 図示による 	
1.2.1	一般事項		
第3節	簡易形監視制御装置	<ul style="list-style-type: none"> * 表1.3.11において基本機能に追加するもの ・ 積算上限監視 ・ オペレーションガイダンス ・ グループ発停操作 ・ 帳票印字 (日報及び月報) ・ 画面印字 ・ 季節切替制御 ・ 発電装置負荷制御 ・ 無効電力制御 ・ 変圧器台数制御 ・ 照明制御 ・ 台数制御 (熱源・ポンプ) ・ 間欠運転制御 ・ 外気取入制御 ・ 最速起動/停止制御 ・ インバータ制御 ・ 蓄熱槽制御 ・ 変流量送水圧力設定制御 ・ PWM管理制御 ・ 防災・防犯インテグレーション機能 ・ ユーザーオペレーション機能 ・ 施設管理機能 ・ 課金 ・ 機器台帳管理 ・ 表及び計算機能 ・ 統計処理機能 ・ 通信処理機能 ・ 長期データ収集機能 ・ 保守スケジュール管理機能 ・ エネルギー解析機能 ・ () ・ 図示による 	
1.3.1	一般事項		
1.3.2	監視操作装置	<ul style="list-style-type: none"> * 機器構成 ・ () ・ 図示による * 帳票用印字装置 ・ () ・ 図示による 	
1.3.4	記録装置		
第4節	監視制御装置	<ul style="list-style-type: none"> * 表1.3.11において基本機能に追加するもの ・ 積算上限監視 ・ オペレーションガイダンス ・ グループ発停操作 ・ 季節切替制御 ・ 無効電力制御 ・ 変圧器台数制御 ・ 台数制御 (熱源・ポンプ) ・ 間欠運転制御 ・ 外気取入制御 ・ 最速起動/停止制御 ・ インバータ制御 ・ 蓄熱槽制御 ・ 変流量送水圧力設定制御 ・ PWM管理制御 ・ 防災・防犯インテグレーション機能 ・ ユーザーオペレーション機能 ・ 施設管理機能 ・ 課金 ・ 機器台帳管理 ・ 表及び計算機能 ・ 統計処理機能 ・ 通信処理機能 ・ 長期データ収集機能 ・ 保守スケジュール管理機能 ・ エネルギー解析機能 ・ () ・ 図示による 	
1.4.1	一般事項		
1.4.2	監視操作装置	<ul style="list-style-type: none"> * 機器構成 ・ () ・ 図示による * キャビネットの外観、構造等 ※ 図示による ・ () * プログラムタイム機能 ※ 月差60秒以内 ・ () * 帳票用印字装置の印字方式 ・ インクジェット式 ・ 写真式 (・ レーザー式 ・ I印式) ・ () 	
1.4.4	記録装置		
第2章	施工	<ul style="list-style-type: none"> 最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 * 屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 ・ 図示による ・ 行う ・ 行わない * 横引き配管等 免震構造、制震構造等の場合の施工 () ・ 図示による 耐震安全性の分類 (表2.1.2) ・ 一般の施設 ※ 特定の施設 * 建物の引込部の配管の耐震処理 ・ () ・ 図示による * 建物のエキスパンションジョイント部の配線 ・ 標準図第2編の措置を行う ・ () ・ 図示による 	
2.2.1	配線		
2.2.1	配線	<ul style="list-style-type: none"> * 直線部の距離が長い箇所のエキスパンションバスタクトの設置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 	
2.2.1	配線	<ul style="list-style-type: none"> * (種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ (配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合) ・ 8mm以上 ・ () ・ 図示による * 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 	
第2章	非接地電源用分電盤等	<ul style="list-style-type: none"> * 材質 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による * 電流監視装置 分岐回路に流れる電流の監視 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 	
第1節	機材		
2.1.2	非接地電源用分電盤		
2.1.2.2	キャビネット		
2.1.2.4	器具類		
第3章	ナースコール設備	<ul style="list-style-type: none"> * 水気のある場所に設置する呼出押しボタンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による * 構内PIS方式 ・ () ・ 図示による * 小型携帯用主装置 ・ () ・ 図示による * 情報表示形親機の形式 ・ 卓上形 ・ 壁掛形 ・ 自立形 ・ 図示による * 水気のある場所に設置する呼出押しボタンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による * 病床ユニットの仕上げ材質 ※ 金属製 ・ 樹脂製 ・ 図示による 	
第1節	機材		
3.1.2	基本形ナースコール装置		
3.1.3	携帯形ナースコール装置		
3.1.4	情報表示形ナースコール装置		
3.1.5	病床ユニット		
第4節	施工の試験	<ul style="list-style-type: none"> * ナースコール装置等のオプション等の試験 ・ () * 携帯形ナースコール装置のオプション等の試験 ・ () 	
3.4.1	施工の試験		

No.4b

電気設備工事特記仕様書

令和2年3月1日改訂

編	項目	特記事項	備考										
	東洋ゴム化工品類及びニッタ化工品類で製造された製品・材料を用いる場合	<p>受注者は、東洋ゴム化工品類、ニッタ化工品類で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品類、ニッタ化工品類と資本面・人面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。</p> <p>なお、必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じた必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留ひずみ</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留ひずみ	製品検査	外観、寸法、性能	
試験名	計測項目												
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び												
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留ひずみ												
製品検査	外観、寸法、性能												

<p>○本設計図、標準仕様書及び標準図に記載されたもの他は営繕工事における耐震性能強化指針による</p> <p>※ 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（KS）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>※ 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（KS）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 重要機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調、熱源機器、中央監視制御機器</th> <th>危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器</th> <th>水槽類にはオイルタンク等を含む。火気使用機器（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kN以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等</th> </tr> </thead> </table> <p>※ 上記の他、上記を機能させるために必要な補機類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。（ ）</p>	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調、熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	水槽類にはオイルタンク等を含む。火気使用機器（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kN以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。</p> <p>中間階は、地下1階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。（平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし）</p> <p>設置場所の区分は機器を指示している床部分にしたがって適用する。</p>
設置場所		耐震安全性の分類																																																										
		※ 特定の施設		一般の施設																																																								
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																								
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																								
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																								
設置場所	耐震安全性の分類																																																											
	※ 特定の施設		一般の施設																																																									
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調、熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	水槽類にはオイルタンク等を含む。火気使用機器（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kN以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等																																																										

<p>○特定建設資材の再資源化等</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>「再資源化等報告書」は、愛知県建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshi/iki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。（注）別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>	
--	--

<p>※別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">及び解体方法内</td> <td>建築設備、内装材等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根ふき材</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>外装材、上部構造部材</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	工程	作業内容	分別・解体等の方法	及び解体方法内	建築設備、内装材等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	屋根ふき材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	その他（ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	
工程	工程	作業内容	分別・解体等の方法																		
及び解体方法内	建築設備、内装材等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																		
	屋根ふき材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																		
	外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																		
	基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																		
その他（ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																			

<p>※別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">及び解体方法内</td> <td>造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分、外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備、内装等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	工程	作業内容	分別・解体等の方法	及び解体方法内	造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	建築設備、内装等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	その他（ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	
工程	工程	作業内容	分別・解体等の方法																					
及び解体方法内	造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	建築設備、内装等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
その他（ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																						

<p>※別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">及び解体方法内</td> <td>仮設</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>土工</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>本体工事</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>本体付属品</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	工程	作業内容	分別・解体等の方法	及び解体方法内	仮設	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	土工	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	基礎	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	本体工事	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	本体付属品	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	その他（ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	
工程	工程	作業内容	分別・解体等の方法																					
及び解体方法内	仮設	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	土工	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	基礎	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	本体工事	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
	本体付属品	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																					
その他（ ）	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																						

<p>※別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト、コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト、コンクリート			・木材			
廃棄物の種類	施設の名称	所在地														
・コンクリート																
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																
・アスファルト、コンクリート																
・木材																

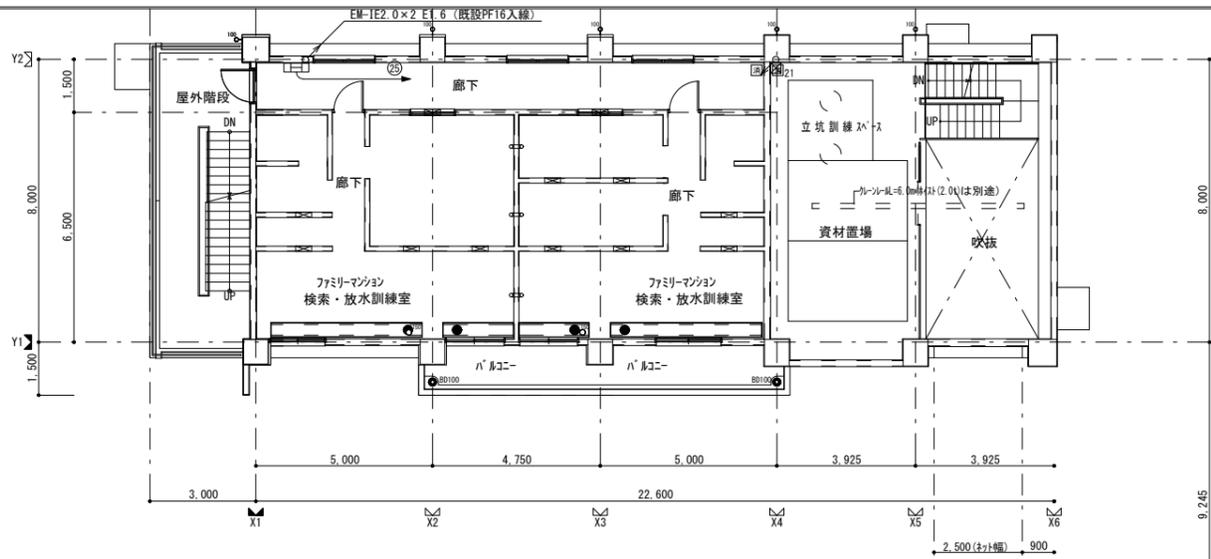
電気設備工事指定資材

*電線管 波打硬質合成樹脂管（PEF）及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。			
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準
照明類	蛍光灯用の安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	評価名簿登録品
	蛍光灯器具		評価名簿登録品
	LED照明器具（一般屋内用に限る。）		評価名簿登録品（★1）
	LED照明器具（屋外用）		★1のLED照明器具（一般屋内用に限る。）の評価名簿登録品メーカーの製品
	照明制御装置		評価名簿登録品
	可変速度駆動インバータ装置		評価名簿登録品
	非常用照明器具		（一財）日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの （一社）日本照明工業会のJ1適合マークが貼付されたもの （社）日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの
	誘導灯		（社）電線総合技術センター（JECITEC）の認定をうけたもの
	耐火・耐熱電線		（社）電線総合技術センター（JECITEC）の認定をうけたもの
	分電盤（実験盤含む）		評価名簿登録品
高圧機器	制御盤		評価名簿登録品
	消防防炎用制御盤		（一財）日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		評価名簿登録品
	高圧スイッチギヤ（D形）		評価名簿登録品
	高圧スイッチギヤ（P形）		評価名簿登録品
	高圧交流遮断器		評価名簿登録品（★2）
	高圧連相コンデンサ		評価名簿登録品
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登録品
	高圧負荷開閉器		評価名簿登録品
	高圧変圧器（特定機器）		評価名簿登録品
高圧避雷器		評価名簿登録品	
電磁閉器類	電磁閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登録品メーカーの製品
	高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登録品
絶縁監視装置	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登録品
	ベント形装置鉛蓄電池		評価名簿登録品
蓄電池	制御弁式装置鉛蓄電池		評価名簿登録品
	隔膜ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登録品
	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登録品
直流電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置		簡易型を除く	評価名簿登録品
自家発電装置			（一社）日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		評価名簿登録品
通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機	（一財）電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの
	監視カメラ装置		評価名簿登録品
	自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機	日本消防検定協会の検査合格証票が貼付されたもの
	自動閉鎖装置	連動制御盤、自動閉鎖装置	（一財）日本建築センターの防災性能評価マークが貼付されたもの
	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置	日本消防検定協会の検査合格証票が貼付されたもの
	非常放送	消防設備用	日本消防検定協会の検査合格証票が貼付されたもの
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検査合格証票が貼付されたもの
		検知器	（一財）日本ガス機器検査協会の認証を受けたもの 高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの
	中央監視制御装置		評価名簿登録品
	サージ保護デバイス	低圧用SPD	

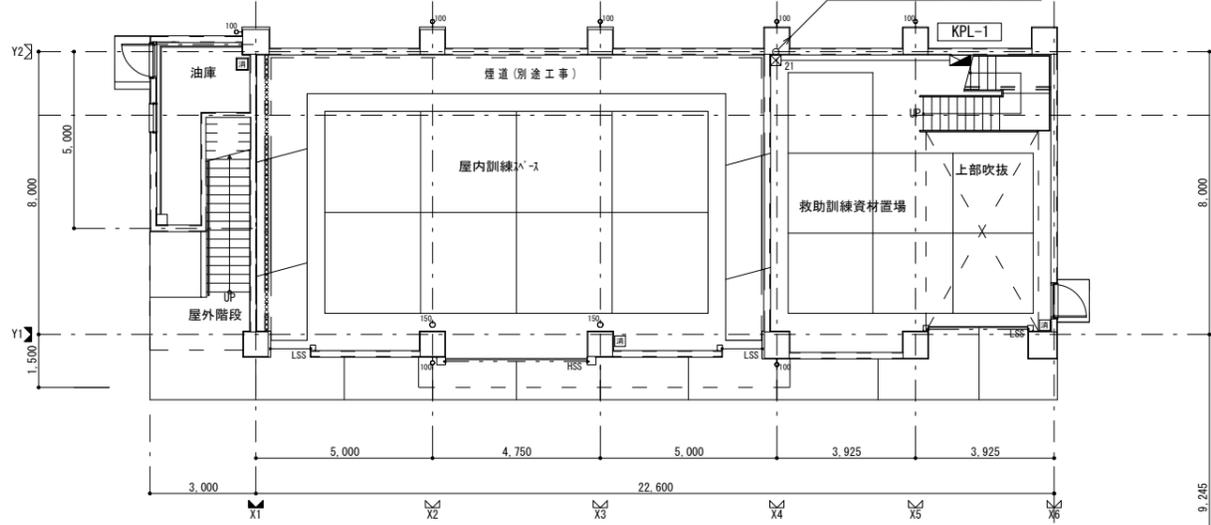
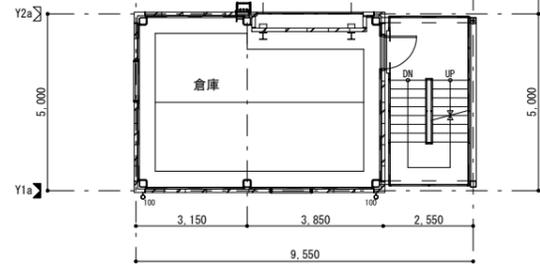
注）本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、平成31年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。

- （一社）公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登録品」という）。
- （一財）ペタリーピングが認定した優良住宅部品（丸部品）。ただし、現場において丸マーク表示が確認できるものに限る。
- その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督員の承諾を得られたもの。
（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督員に承諾が得られること。）

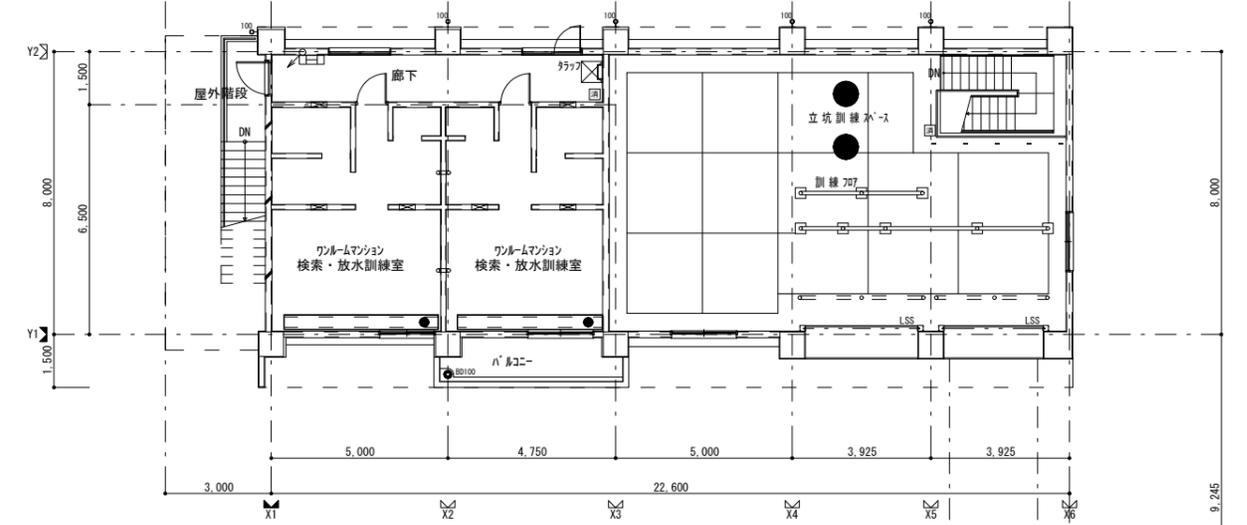
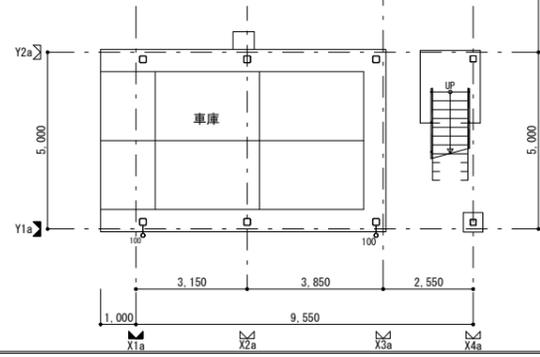
なお、「評価名簿登録品」は、（一社）公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。



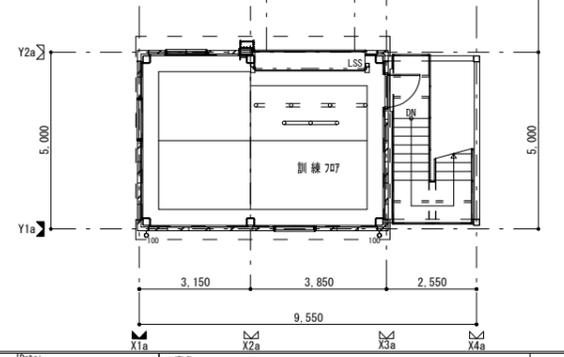
2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100



3階平面図 S=1/100



注記
 特記なき配管配線は下記による。
 EM-1E2.0×2 E1.6 (既設PF16入線)
 プルボックスサイズは、下記による。
 21・・・200×200×100
 凡例
 天井隠ぺい配線
 電灯動力盤
 非常用コンセント盤 (消火栓組込)
 MCCB2P20A コンセント2P15A×2E付
 (既設)プルボックス ○B又はCB
 サイズは、傍記による

電灯分電盤負荷表

経路別、室名称、電気方式 幹線番号、主幹閉路器	回路 番号	開閉器			W/M	Mg	F/F	負荷容量 (VA)			備考
		1P	2P	ELB				照明	コンセント	その他	
KPL-1 AC1φ3W 210/105V MCCB3P 50AF/30AT	1	○	○					20			副塔電源(予備)
	2	○	○					180			
	3	○	○					350			
	4	○	○					115			
	5	○	○					270			
	6	○	○					280			
	7	○	○					210			
	8	○	○					50			
	9	○	○					60			
	10	○	○					255			予備
	11	○	○					200			予備
	12	○	○					300			
	13	○	○					200			
	14	○	○					100			
	15	○	○					100			
	16	○	○					300			
	17	○	○					300			
	18	○	○					300			
	19	○	○					300			
	20	○	○					200			
	21	○	○					200			
	22	○	○					200			
	23	○	○					100			予備
	24	○	○					100			予備
	25	○	○					200			予備
	26	○	○					200			予備
合計容量5.0 kVA											
セパレータ											
AC3φ3W 210V											
MCCB3P 50AF/40AT											
1	ELB3P50AF/20AT	1.5W									シャッター用
2	ELB3P50AF/30AT	2.3W									ホイスドレーン用
3	ELB3P50AF/30AT	2.3W									コンプレッサ用
注記											
1. 回路番号: 200V ○: 100V											
2. 開閉器 1P: MCBP50AF/20AT 2P: MCCB50AF/20AT ELB: ELB3P50AF/20AT											
3. 各室に分岐回路増設用として、回路数の10%のスペースを要すること。											